

○特別休暇の取扱いについて

(昭和36年1月31日岡人委第43号通知)

(沿革)

昭和43年 9月20日第463号	平成 3年 4月 1日第5号
平成 4年 7月13日第107号	平成 5年12月24日第226号
平成 6年 3月25日第290号	平成13年10月10日第166号
令和6年6月5日第63号 改正	

左記の場合は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）第11条第1項第18号に規定する「その他人事委員会が必要と認める場合」に該当するものとし、その都度最小限度必要と認める日又は時間を特別休暇として取り扱うことができることに決定したから通知します。

なお、天災地変により非常災害等が予想される場合の職員の休暇の取扱いについて（昭和29年岡人委第587号通知）、職員が公務外として国民体育大会に選手または監督として参加する場合の取扱いについて（昭和34年岡人委第409号通知）及び職員が通信教育の面接授業に参加する場合の取扱いについて（昭和35年岡人委第360号通知）は廃止する。

記

- 1 職員が、公務外として国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会に選手、監督又はコーチとして参加する場合
- 2 職員が、通信教育の面接授業に参加する場合
- 3 職員が、地方公務員法第47条の規定に基づく勤務条件の措置の要求についての審査に要求者として出席する場合又は同法第50条の規定に基づく不利益処分に関する審査請求についての口頭審理若しくはその準備手続に審査請求人として出席する場合